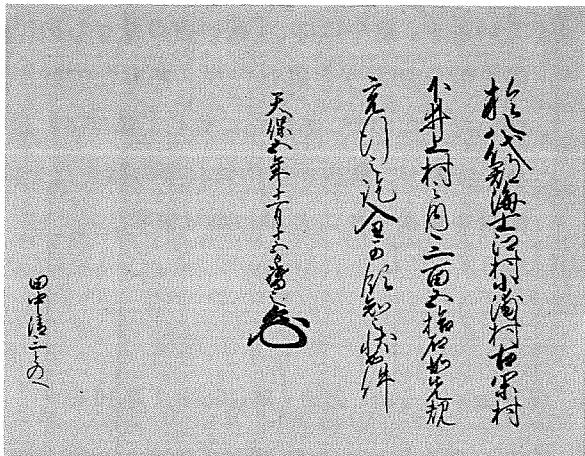


新収蔵の古文書

1 松井督之知行宛行状

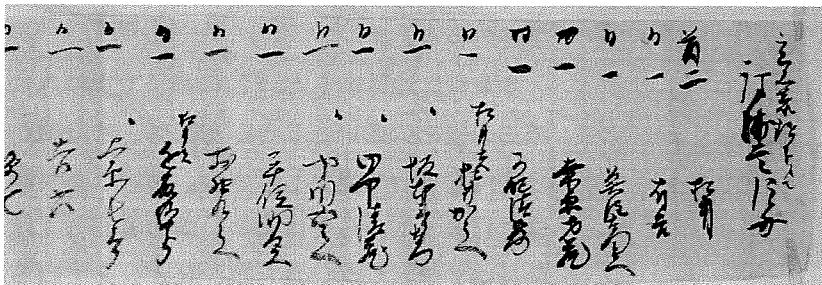
田中家文書 田中清三宛 竪紙 39.9 cm × 54.8 cm 天保 5 年(1834)11月 15 日



熊本藩主細川家の家老で八代城主の松井督之が家臣の田中清三に与えた知行宛行状で、八代郡海士江村・小浦村・古閑村・下井上村の内、350石分の領地を与える旨が記されています。田中家の祖盛永(松井志摩守)は、もともと明智光秀に仕えていましたが、光秀が敗死すると、松井家初代康之に召し抱えられました。以後、田中家は、江戸時代が終わるまで、代々松井家に仕え続けました。

2 立石表鑓下にて討捕首注文

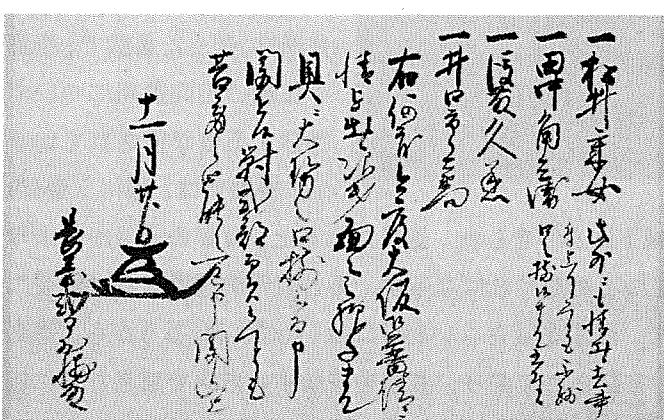
田中家文書 切継紙 13.8 cm × 85.1 cm 江戸時代前期(17世紀)



関ヶ原合戦の2日前(慶長 5 年 9 月 13 日)、豊後立石(大分県別府市)で、東軍(家康方)の黒田・細川連合軍と西軍(三成方)の大友軍が激突します。細川軍を率いたのは、豊後木付城(大分県杵築市)を守る松井康之です。大友軍が木付に攻めてくると康之は、豊前中津城(大分県中津市)の黒田如水に援軍を要請して、大友軍を破りました。本状は、松井家臣の田中家に伝來したもので、細川軍将兵が討ち取った首の数が記されています。これによると、田中清蔵(清三)は、敵の首一つを討ち取る働きをしています。戦場で敵と鑓を合わせ、敵の首を討ち取ることは、最たる手柄とされました。

3 細川忠利書状

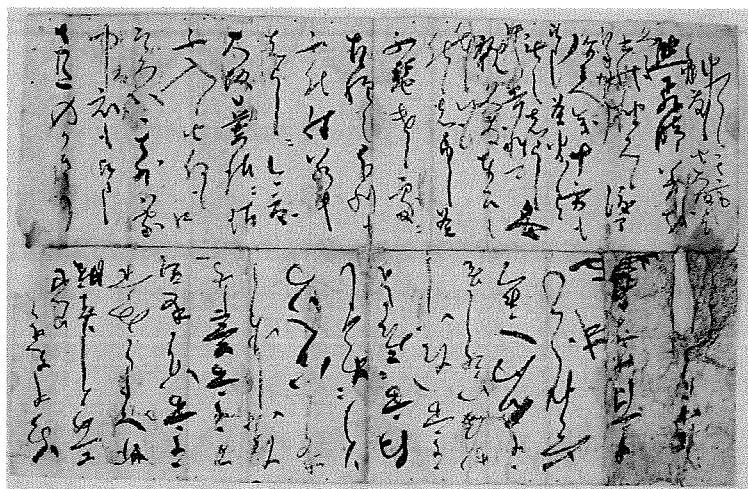
田中家文書 松井興長宛 切紙 掛幅装 17.8 cm × 27.0 cm 寛永 5 年(1628)11月 20 日



この書状は、豊前小倉藩主の細川忠利が家老の松井興長に送ったもので、大坂城普請で功績のあった松井家臣 4 名の名前(松井采女・田中角兵衛・後藤久丞・井口市郎右衛門尉)が記されています。

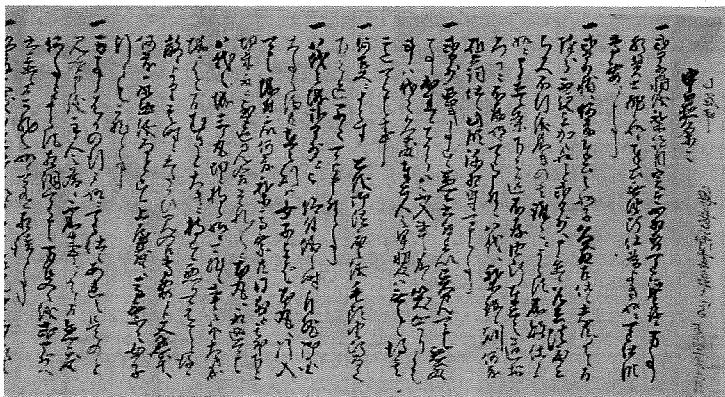
元和 6 年(1620)將軍徳川秀忠は、大坂城の再建に着手。この大坂城普請には、細川家を含む多くの大名が動員されました。

4 松井興長自筆書状 田中家文書 田中角兵衛宛 折紙 29.0 cm × 45.8 cm 元和6年(1620)12月26日



細川家の家老松井興長が家臣の田中角兵衛に送った書状で、大坂城普請で不精をはたらいた渡部弥兵衛の処分について記されています。書中には、「若い者の見せしめに腹を切らせようと思ったが、あなたの妹が嫁いだ者なので、あなたに免じて許す」と記されており、興長が田中角兵衛の顔をたて、処分を見送ったことがわかります。

5 松井興長遺書写 田中家文書 松井采女以下9名宛 繼紙 17.4 cm × 96.6 cm 万治2年(1659)2月10日

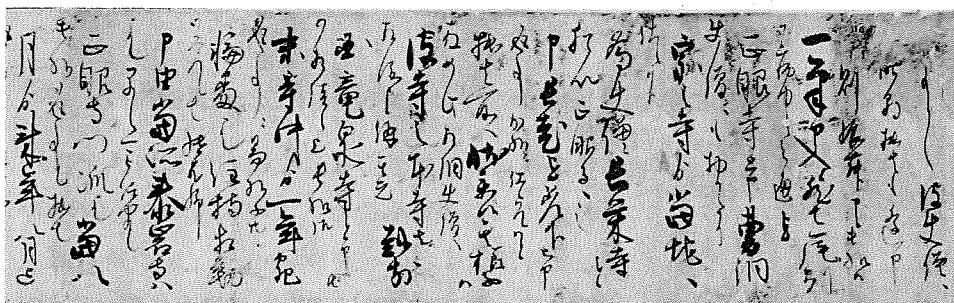


熊本藩主細川家の家老で八代城主の松井興長が、松井家の重臣9名に宛てた遺書の写です。宛名の一人「松井角兵衛」は、田中家2代目盛勝のこと。

3条目に注目すると、「私の息子で次期八代城主の寄之に悪いところがあれば、常日頃から書付をもって異見しなさい。悪いことが起きてしまつてからでは遅い。気の毒がつばかりいて何もしないならば、代々仕えている

甲斐はない」と記されています。主君である八代城主を律せよ、それが重臣に向けた興長の遺言であり、そこには、主君を諫めてこそその忠臣であるという、興長の信念が示されています。

6 松井興長書状 長岡監物(米田是季)宛 切継紙 巻子装 16.5 cm × 201.6 cm 江戸時代前期(17世紀)5月25日



熊本藩主細川家の家老で八代城主の松井興長が、同じく家老の長岡監物(米田是季)に送った書状で、泰巌寺住職の出向費用について相談する旨が記されています。泰巌寺は、細川三斎(忠興)が織田信長の菩提を弔うために建てた寺で、八代城下にありました。

書状によると、今年の8月から来年の8月まで、泰巌寺は本寺である越前竜泉寺の住持をつとめなければならず、その費用の補助を松井興長に願い出していました。書中には、「本寺からの要請なので、費用を貸さないわけにはいかないだろうから、家老衆、奉行衆で相談して然るべきよう処理してほしい」と記されており、費用を補助する方向で家老たちに相談をもちかけていたことがわかります。